

香川県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第23号

香川県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則

香川県生活環境の保全に関する条例施行規則（昭和46年香川県規則第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前								
<p>(汚水等有害物質)</p> <p>第7条 略</p> <p>(1)～(14) 略</p> <p><u>(15) 1, 2-ジクロロエチレン</u></p> <p>(16)～(26) 略</p> <p><u>(27) 塩化ビニルモノマー</u></p> <p><u>(28) 1, 4-ジオキサン</u></p> <p>(届出書の提出部数等)</p> <p>第87条 略</p> <p>2 別表第4の5の項及び6の項に規定する施設に係る第17条、第29条第1項及び第30条に規定する届出書の提出は、これらの規定にかかわらず、当該届出書に記載すべき事項を記載した水質汚濁防止法施行規則（昭和46年総理府・通商産業省令第2号）<u>第3条第4項</u>、第7条及び第8条に規定する届出書又は瀬戸内海環境保全特別措置法施行規則（昭和48年総理府令第61号）第3条第2項に規定する申請書の提出をもって足りるものとする。</p> <p>3 略</p> <p>別表第6（第13条、第19条関係）</p> <table border="1" data-bbox="190 1216 1075 1439"><tr><td>略</td></tr><tr><td>備考 略</td></tr><tr><td>(1) 略</td></tr><tr><td>(2) 規格K2301、<u>規格K2541-1から2541-7まで又は規格M</u></td></tr></table>	略	備考 略	(1) 略	(2) 規格K2301、 <u>規格K2541-1から2541-7まで又は規格M</u>	<p>(汚水等有害物質)</p> <p>第7条 条例第2条第8項第1号の規則で定める物質は、次に掲げる物質とする。</p> <p>(1)～(14) 略</p> <p><u>(15) シス-1, 2-ジクロロエチレン</u></p> <p>(16)～(26) 略</p> <p>(届出書の提出部数等)</p> <p>第87条 略</p> <p>2 別表第4の5の項及び6の項に規定する施設に係る第17条、第29条第1項及び第30条に規定する届出書の提出は、これらの規定にかかわらず、当該届出書に記載すべき事項を記載した水質汚濁防止法施行規則（昭和46年総理府・通商産業省令第2号）<u>第3条第3項</u>、第7条及び第8条に規定する届出書又は瀬戸内海環境保全特別措置法施行規則（昭和48年総理府令第61号）第3条第2項に規定する申請書の提出をもって足りるものとする。</p> <p>3 略</p> <p>別表第6（第13条、第19条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1176 1216 2060 1439"><tr><td>略</td></tr><tr><td>備考 この表の右欄に掲げる数値を適用して算出される第13条第1項の硫酸化物の量は、次のいずれかに掲げる測定法により測定して算定される硫酸化物の量として表示されたものとする。</td></tr><tr><td>(1) 略</td></tr><tr><td>(2) 規格K2301、<u>規格K2541</u>又は規格M8813に定める方法によ</td></tr></table>	略	備考 この表の右欄に掲げる数値を適用して算出される第13条第1項の硫酸化物の量は、次のいずれかに掲げる測定法により測定して算定される硫酸化物の量として表示されたものとする。	(1) 略	(2) 規格K2301、 <u>規格K2541</u> 又は規格M8813に定める方法によ
略									
備考 略									
(1) 略									
(2) 規格K2301、 <u>規格K2541-1から2541-7まで又は規格M</u>									
略									
備考 この表の右欄に掲げる数値を適用して算出される第13条第1項の硫酸化物の量は、次のいずれかに掲げる測定法により測定して算定される硫酸化物の量として表示されたものとする。									
(1) 略									
(2) 規格K2301、 <u>規格K2541</u> 又は規格M8813に定める方法によ									

8813に定める方法により燃料の硫黄含有率を、規格Z8762-1から8762-4までに定める方法その他の相当であると認められる方法により燃料の使用量をそれぞれ測定する方法

り燃料の硫黄含有率を、規格Z8762に定める方法その他の相当であると認められる方法により燃料の使用量をそれぞれ測定する方法

別表第10（第23条関係）

略	
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	略
1, 4-ジオキサン	1リットルにつき0.5 ミリグラム
備考 略	

別表第10（第23条関係）

略	
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	略
備考 略	

附 則

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 1, 4-ジオキサンについての改正後の香川県生活環境の保全に関する条例施行規則第23条に規定する排水基準に関する香川県生活環境の保全に関する条例（昭和46年香川県条例第1号）第30条第1項の規定は、この規則の施行の際現に汚水等排出施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）の当該施設を設置している工場又は事業場から排出される水については、この規則の施行の日から6月間は、適用しない。